

<会議等の概要>

1 開会

〔事務局〕

本日は、お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

ただいまから、「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」を開催いたします。

それでは、開会に当たり会長であります、岩手県知事 達増 拓也 から、御挨拶申し上げます。

2 あいさつ

〔会長〕

岩手県世界遺産保存活用推進協議会の開催に当たり、御挨拶申し上げます。

委員の皆様には、年度末のお忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

「平泉の文化遺産」や「北海道・北東北の縄文遺跡群」の保存活用につきましては、それぞれの有する価値や魅力をさらに発信していくとともに、次世代へ確実に継承するため、その価値をよく理解し、目指すべき方向を共有していくことが必要です。

世界遺産「平泉」は、来年度で登録7周年を迎えます。これまで、拡張登録に向け、関係市町と県が連携し、調査研究を進めてまいりましたが、今後も引き続き、密接に連携を図りながら、進めてまいります。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」については、昨年度に引き続き4道県の関係自治体と連携した取組を継続してまいりましたが、30年度の政府推薦に向け、明日、30日に国に推薦書素案等を提出することとしております。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の登録及び「平泉の文化遺産」の拡張登録実現には、委員の皆様とともに、遺産の適切な保護に向け様々な課題を解決し、条件を整備していくことが重要となりますので、皆様のより一層の御協力をお願いいたします。

本日は、今年度の各部会において検討した事項について、協議いたしますので、委員の皆様には、忌たんのない御意見をお願いいたします。

〔事務局〕

それでは、議事に移ります。

議事につきましては、会長であります知事に議長をお願いいたします。

3 議事

(1) 報告

世界遺産の動向並びに「平泉の文化遺産」及び「縄文遺跡群」の経過報告について

〔会長〕

それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行につきまして、御協力をお願いいたします。

はじめに、3（1）報告 世界遺産の動向並びに「平泉の文化遺産」及び「縄文遺跡群」の経過報告について、事務局から説明願います。

〔事務局〕

お手元の資料の4ページをお開き願います。

今年度の世界遺産の動向、経過等について御報告させていただきます。

まず、世界遺産全体の動向でございますが、昨年7月に第41回世界遺産委員会がポーランドのクラクフで開催され新たに21件が世界遺産一覧表に記載されております。その結果、世界遺産は全部で1073件となっております。

日本では、福岡県の「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」が新たに記載され、日本の世界遺産は全部で21件になりました。次に世界遺産の保全に係る特記事項についてですが、従来、世界遺産の適切な保存のあり方が議論されていたのは、低開発国や政情が不安定な国などがしゅでしたけれども、近年、先進国におけるインフラ整備や、誘客対応などによる資産への影響が増えてきておりまして、昨年は、ウィーンの歴史地区が危機遺産に登録されております。なお、2018年は日本から文化遺産1件と自然遺産1件が推薦されておりまして、6月下旬から7月上旬にバーレーンで開催される第42回世界遺産委員会において登録の可否が審議されることとなっております。

次に岩手県の世界遺産に係る経過でございますけれども、最初に平泉について御報告させていただきます。まず、保存管理関係でございますが、2011年の登録の際に決議されていた事項のうち、中尊寺と無量光院跡の庭園の調査及び修復計画につきましては、昨年ユネスコに報告書を提出しまして、現在、イコモスにおいて審査が行われているところでございます。そうした内容を含めまして資産の保存管理状況につきましては、2020年にユネスコ世界遺産センターに報告する予定となっているところでございます。

次に追加登録の関係ですけれども、平泉町の柳之御所遺跡など2市1町の5遺跡を拡張推薦するための課題につきましては、昨年7月に国の文化審議会から別紙1の6項目の課題が示されているところでございます。別紙1につきましては、5から6ページにございます。その6項目が課題として示されているところでございます。先月、今年度は文化庁に拡張推薦書案を提出しないことを県と関係市町で申し合わせましたので、今後はこれらの課題を解決しながら追加登録の実現を目指していくこととなっております。また、追加登録のために平成25年度から5年間県と関係市町が実施してまいりました調査研究の総括報告書につきましては、明日刊行予定となっているところでございます。

つづきまして、北海道・北東北の縄文遺跡群についてですけれども、平泉と同様、昨年7月に御所野遺跡を含む17の遺跡をユネスコへ推薦するための課題として別紙2の6項目が示されているところでございます。別紙2は7から8ページにございます。これらの6項目が課題となっておりまして、これらの課題につきましては、4道県14市町から校正されます、縄文遺跡群世界遺産登録推進本部会議におきまして、文化庁や有識者委員会の指導・助言を得ながら、具体的な解決策を検討し、明日、推薦書案を文化庁に提出することとしております。

9ページ別紙3を御覧いただきます。今後のスケジュールでございますが、7月ごろに国の文化審議会においてユネスコへの推薦が審査され、推薦が決まった場合には、平成31年2月1日までにユネスコに推薦書を提出し、その年の夏から秋ごろにイコモスの現地調査を受けまして、平成32年夏ごろに登録の可否が決定することとなります。

経過報告につきましては、以上でございます。

(質疑及び意見なし。)

〔会長〕

ここで、本日出席の市町から、世界遺産登録に向けた今後の抱負や取組などについて、一言いただきたいと思います。はじめに一戸町の田中町長からお願いします。

〔一戸町長〕

それでは、お時間をいただきまして、報告させていただきます。

御所野遺跡の世界遺産登録の推進状況につきまして、御報告させていただきます。現在、ただいまの報告にありまして、平成30年度の国内推薦獲得に向けて推薦書素案、準備状況報告書を作成しまして、明日、青森県事務局から文化庁に提出するということになっております。その後、6月にヒアリングを受け、7月の文化審議会において30年度の推薦が決定されるという予定になっております。これまで、御所野遺跡の世界遺産登録に向けた活動につきましては、岩手県と一戸町が中心となって行ってきたところでございますが、昨年12月に二戸市におきまして、二戸広域4市町村合同で「岩手県北の縄文文化を世界遺産に」というテーマでフォーラムを開催したところでございます。そこで、多数の住民の皆様にご参加いただきまして、広域全体での思いを強い推進力として、登録に向けた機運の醸成ができてきたなと思っております。

岩手県は、縄文文化の影響が色濃く残っているとされている地域であると自負しているところでございます。縄文文化の価値を全県で共有しながら、その魅力を広く発信してまいりたいと考えているところでございます。

御所野遺跡は、「北海道・北東北の縄文遺跡群」を構成する遺跡のうち、最も南に位置する場所でありまして、縄文世界への入口と言える場所だと思います。また、この縄文遺跡群と県内にある、すでに世界遺産になっている「平泉」と「橋野鉄鉾山」の世界遺産との結節点にもなる場所であると思っております。御所野遺跡が世界遺産に登録されることによりまして、県内各市町村にも必ず波及効果が出てくると考えておりますので、今後とも御指導をいただきながら登録に向けた活動を続けてまいりたいと思っておりますので、どうぞ、御支援をお願いしたいと思います。

簡単ですが、報告並びに御支援のお願いとさせていただきます。

〔会長〕

ありがとうございました。

次に一関市 勝部市長をお願いします。

〔一関市長〕

まずもって、5年間の調査研究期間が終了したということ、この間の拡張登録に向けた取組について、関係者の皆様方に御尽力いただきました。改めて、御礼を申し上げたいと思います。

結果として、拡張登録を想定しておりました5資産揃っての推薦には至らなかったわけですが、その調査研究の成果というものは、確実に蓄積されてきたものと受け止めております。何が必要で何が出来るのかというところを、整理して今後取り組んでいく必要があると思っております。いずれ2市1町が一体となって取り組んでまいりますので、今後とも御指導をお願いしたいと思うわけであります。

なお、骨寺村荘園遺跡につきましては、景観計画の見直しを進めておりまして、バッファゾー

ンを設定するというところで作業を進めているところであります。また、3月23日には骨寺村荘園遺跡を守ろうという地元の方々の取組が、国土交通省の手づくり郷土賞の認定を受けております。昔から伝わる伝統的な様相を忠実に守って後世に伝えていこうという活動が続いております。今後ともそういう活動を地元行政としても支えていきたいと思っております。

以上でございます。

〔会長〕

ありがとうございました。

次に奥州市 小沢市長をお願いします。

〔奥州市長〕

奥州市 小沢でございます。

奥州市といたしましては、追加登録を目指しております市内の遺産でありますけれども、白鳥館遺跡、長者ヶ原廃寺跡について、地元の皆様の御理解・御協力をいただきながら保存管理されているところでございます。特にも、奥州市世界遺産登録候補地ガイドの会というような地元ボランティア有志の皆さんが史跡の案内等の取組を積極的にしていただき、こうした地域の方々の努力を見ていると、史跡に対する思い、そして世界遺産追加登録に対する大きな期待を感じているところであります。もちろん、我々は登録を目指しているわけでありまして、このプロセスも街づくりに大きな貢献がなされている、一体感、あるいは歴史を通じた当時の価値観というようなものをしっかりと確認できる作業でもあると思っておりますので、是非、登録に向けて県と同様の歩調を取りながら、一関市様、平泉町様と強い連携のもと、確実に追加登録ができるよう、調査研究を進めていきたいと考えているところでございます。

世界遺産の追加登録が実現し、県南地域の更なる発展がそれによって大きく遂げられるよう期待しているところでございます。

以上でございます。

〔会長〕

ありがとうございました。

続いて平泉町 青木町長をお願いします。

〔平泉町長〕

平泉町です。平成25年から5年間、岩手県はじめ、一関市さん、奥州市さんと平泉の文化遺産拡張登録、まずは、いろいろとお力添えをいただきました。改めて感謝申し上げます。

世界遺産の価値や理念を全国、そして世界に伝えていくために連携をとっていただきながら進めてまいりました。その中で、平泉町民のみならず、一関市さん、奥州市の市民の方々に様々な行事にも参加していただき、そして参画していただき、そしてその中でさらに価値を広げることができたというふうに思っております。今回の申し合わせでも、これまでの調査研究の取組をさらに継続することで、学術成果の進展によって必ずや拡張登録に向けた方向性が見出されるものと確信しているところでございます。

今後も地域住民の皆様の多くの方々の御理解と御協力をいただきながら、すでに登録されている構成資産の保存管理や様々なイベントを通じながら、平泉の文化遺産の価値を発信し、地域全

体に価値を共有できるよう、普及啓発活動に取り組んでまいりたいと思います。特に柳之御所に建設が予定されております、ガイダンス施設についても、柳之御所、無量光院、そして間に猫間ヶ淵がありますが、一体感というものは今後、追加登録を進めるには大変重要な要素を示していると考えます。そういった中でも、国、県、そして関係市がさらに連携を図りながら全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、引き続き御協力を賜りますことをお願いを申し上げます。ありがとうございます。

(2) 協議

ア 平泉保存検討部会における検討事項について

〔会長〕

ありがとうございます。

それでは、(2) 協議に移ります。平泉保存検討部会について、事務局から説明願います。

〔事務局〕

(2) のア、平泉保存検討部会における検討事項について、御説明させていただきます。部会長を務めております、文化スポーツ部文化振興課の中里と申します。よろしくお願いいいたします。

資料の 10 ページをお開きいただきたいと思います。まず、部会の開催状況についてでございますが、開催日、議事概要等については記載のとおりであり、平泉の文化遺産の適切な保全に新たな課題はなく、協議内容については了承されております。

それでは、協議内容について御説明させていただきます。

資料の 11 ページをお開きください。まず、経過観察についてでございますが、資産の適切な保護を行うに当たり、世界遺産登録が決議された平成 23 年から、資産の保護に係る指標を設定いたしまして測定を行っております。平成 29 年については、太字で記載されている 4 項目について、今後、注視していくべき点が認められたところではございますが、全体的に大きく懸念される項目ではなかったと認識いたしております。

次に 12 ページの重大開発行為への対応について、御説明させていただきます。資産に影響を及ぼす可能性のある重大な開発計画につきましても、平成 23 年 6 月の世界遺産登録の際の決議に基づきまして、遺産影響評価を実施してきております。遺産影響評価は、世界遺産の保存管理に係る有識者委員会であり、平泉遺跡群調査整備指導委員会に評価を行っていただき、本協議会においては、影響軽減のための調整を行っているものでございます。調整において、資産に重大な影響を及ぼす可能性を残すものにつきましても、ユネスコへの報告が求められております。資料の (1) になりますが、29 年度においては、新たに遺産影響評価を行うべき重大な開発行為はございませんでした。(2) の過年度において行われた評価に基づき、本協議会において調整が行われている、又は調整済みの事業と内容について御説明をいたします。アの一般県道平泉停車場中尊寺線は、平成 23 年度からの継続事業でございまして、無量光院跡の内外において行われる電線共同溝整備事業でございます。県の県土整備部が所管する事業であり、(イ) の評価に掲載している 3 点について、(ウ) に記載のとおり調整を進めながら行っているところでございます。イの平泉スマートインターチェンジ建設事業は、平成 27 年度からの継続事業であり、太田川南側の緩衝地帯内に東北自動車道のスマートインターチェンジを整備するものであり、ネクスコ東日本が工事主体となっております。13 ページの(イ) の評価に掲載している 3 点につきましても、(ウ) に記載のとおり調整を進めているものでございます。ウの中尊寺境内仏堂等増改築事業は、中尊

寺本堂北側の仏堂の増改築事業でございますが、14 ページ（イ）のとおり評価をいただいたことから、設計変更や考古学的情報の保護を図った上で、平成 29 年 11 月に文化庁から現状変更が許可されておりまして、調整が終了し、事業が進行中のものでございます。

次に、15 ページにまいりまして、4 の緩衝地帯の範囲拡大準備について、御説明させていただきます。

緩衝地帯は、世界遺産を構成する資産を保護するために必要となる適正な範囲を設定することが求められております。現在の緩衝地帯、オレンジ色の部分でございますが、平泉町と奥州市の広い範囲に及んでおりますが、世界遺産の価値である「仏国土」の景観を保全するためには、特に、現在の緩衝地帯の東側の山稜の良好な眺望を確保する必要があることから、平成 27 年度以来、県と関係市町で検討を進めてまいりまして、今般、一関市及び奥州市の景観計画強化の見通しが立ちまして、図にありますとおり、青い線まで緩衝地帯を拡大する準備が整ったものがございます。これによりまして、資産保護がさらに強化されるものと考えております。なお、この範囲につきましても、今後、拡張の推薦書の提出に併せてユネスコへ提出いたしまして、世界遺産委員会の決議を求めるものがございます。

次に、16 ページ、5 の保全状況報告書について、御説明いたします。

保全状況報告書は、毎年 3 月 1 日を基準日といたしまして、文化庁へ資産の保全状況を報告することが求められているものがございます。本年度につきましても、資料に掲載しております 9 項目を資産に影響を与える要因として報告する予定としております。

次に 17 ページの 6 平泉の文化遺産保存管理アクションプランの進捗状況について、御説明させていただきます。このアクションプランにつきましても、平成 24 年に策定した、平泉の文化遺産の保存管理に関する計画である包括的保存管理計画のうち、92 項目について平成 26 年度にアクションプランとして設定し、進捗管理を行っているものがございます。平成 29 年度は、2 件が未実施となっておりますが、欄外に※印として記載しているとおりの該当案件がなかったことによるものでありまして、事業の進捗は順調と捉えております。なお、アクションプランの詳細につきましては、別冊 3 に掲載しておりますので、お目通しいただければと思います。

以上で説明を終わります。御協議いただきますよう、よろしく願いいたします。

〔会長〕

本件、平泉保存検討部会について、御質問・御意見ございませんでしょうか。

（質疑及び意見なし。）

〔会長〕

特にございませんようでしたら、お諮りいたします。それでは、お諮りいたします。平泉保存検討部会について、原案のとおり御異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声）

〔会長〕

御異議なしということで、原案のとおり決定といたします。

次に、イ 平泉活用検討部会について、事務局から説明願います。

イ 平泉活用検討部会における検討事項について

〔事務局〕

県南広域振興局経営企画部の菊地と申します。私のほうから、平泉活用検討部会の開催状況について、御報告させていただきます。

18 ページを御覧いただきたいと思います。平泉活用検討部会は、記載のとおり平成 30 年 2 月 20 日に岩手県奥州地区合同庁舎において開催されました。部会では、平泉文化遺産の活用に係る進捗の状況について協議が行われ、各部会員からアクションプランに基づく活動内容の報告が行われ、その後意見交換、協議の結果、平泉の文化遺産の活用に係る大きな課題はなく、協議内容はすべて了承されたところでございます。

19 ページを御覧ください。19 ページに 2 「平泉の文化遺産」活用推進新アクションプランの進捗状況の表を記載してございます。平成 28 年度の事業実績につきましても、3 つの事業分野を合計しまして、76 事業が実施対象事業とされておりましたが、すべての事業が実施され、未実施事業はございませんでした。29 年度事業実績及び実施見込みの表でございまして、28 年度の事業に加えまして新たに 4 つの事業を追加、3 つの事業分野を合計いたしまして、80 事業が対象事業とされたところでございます。そのうち、79 事業で実施済みとなっており、1 事業が未実施と整理されております。ただし、未実施事業につきましても、奥州市さんから報告されたものでございまして、平泉文化遺産関連史跡の紹介などを内容とする誘導案内板の整備でありまして、こちらの事業は平成 28 年度まで整備を進めてきておりまして、29 年度は整備予定がないことから一時的に未実施と整理されたものでありまして、内容といたしましては、順調に推移している状況でございまして。

続きまして別冊 3 の 12 ページを御覧いただきたいと思います。先ほど説明いたしましたとおり、29 年度の取組の中で新たに 4 つの事業を実施したところでございます。その実施した事業の一覧が、こちらの追加事業に記載のとおりでございまして。いずれも岩手県が実施した事業となります。この 4 事業の実施に伴いまして、現行の活用推進アクションプランに文言の追加等を行う必要が生じたことから、活用検討部会において協議をいたしました。その結果、アクションプランにおける事業追加と一部文言修正が了承されたところでございます。具体的な追加内容については、説明を省略させていただきますが、13 ページから 27 ページまでが事業一覧となっております。こちらの事業追加と文言修正について、御審議くださいますよう、よろしく申し上げます。

〔会長〕

本件、平泉活用検討部会について、御質問・御意見ございませんでしょうか。

(質疑及び意見なし。)

〔会長〕

特にご不便ようでしたら、お諮りいたします。それでは、お諮りいたします。平泉活用検討部会について、原案のとおり御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

〔会長〕

御異議なしということで、原案のとおり決定といたします。

次に、ウ 縄文保存活用検討部会について、事務局から説明願います。

ウ 縄文保存活用検討部会における検討事項について

〔事務局〕

縄文保存活用検討部会における検討事項につきまして、御説明させていただきます。資料の 20 ページをお開き願います。1 の部会の開催状況についてでございますが、開催日、議事概要等については記載のとおりでありまして、御所野遺跡の適切な保全及び活用に関して新たな課題はないということで、協議内容について了承されております。

それでは、御協議いただく内容について御説明いたします。

資料 20 ページの下の部分、2 の史跡、緩衝地帯及び景観の保全状況についてでございます。経過観察につきましては、御所野遺跡において、平成 26 年度から実施をしておりますが、資産範囲における今年度の現状変更案件、自然災害による影響はございませんでした。

次に、21 ページ 3 の重大開発行為への対応について、御説明いたします。

御所野遺跡の北側の緩衝地帯として予定している範囲内において、新規に農道の整備が予定されております。県の農林水産部が所管しております。これまで、平成 27 年度以来、関係者間で調整を継続してきたところでございますが、今般、景観への影響を最小限に抑制する路線ルートに変更する計画を提示いただいたところでございます。今後も、本事業による遺跡への影響が生じないよう、今後も調整を進めてまいりたいと考えております。

次に 22 ページの 4 の推薦する資産と緩衝地帯の範囲についてでございます。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」については、明日、青森県を通じて文化庁へ推薦書素案が提出されることとなっておりますが、御所野遺跡につきましては、(2) に示した図の赤の範囲を資産範囲、青の範囲を緩衝地帯として提出することとしております。なお、すでにこれらの範囲につきましては、文化財保護法、一戸町景観条例により、適切に保護されているものでございます。

次に、23 ページの 5 御所野縄文活用推進アクションプラン策定に向けた事業実施状況についてでございます。このアクションプランにつきましては、平成 24 年度に策定された御所野遺跡保存管理計画に基づきまして、46 項目を設定しているものでございます。今年度の事業実績のうち、未実施となっているものは、一戸町におけるガイドの養成でございますが、現在検討が進められているものでございますことから、全体的な進捗状況は概ね順調であると捉えております。なお、アクションプランの詳細につきましては、別冊 3 に掲載しておりますので、お目通しいただければと思います。

以上で、説明を終わります。御協議いただきますよう、よろしく願いいたします。

〔会長〕

本件、縄文保存活用検討部会について、御質問・御意見ございませんでしょうか。

(質疑及び意見なし。)

〔会長〕

特にございませぬようでしたら、お諮りいたします。それでは、お諮りいたします。縄文保存活用検討部会について、原案のとおり御異議ございませぬでしょうか。

(異議なしの声)

〔会長〕

御異議なしということで、原案のとおり決定といたします。

次に、エ 平泉ガイダンス施設整備検討部会について、事務局から説明願います。

エ 平泉ガイダンス施設整備検討部会における検討事項について

〔事務局〕

平泉ガイダンス施設整備検討部会における検討事項について、御説明いたします。資料の24ページをお開きいただきたいと思ひます。

1の部会の開催状況でございますが、開催日、議事概要等については記載のとおりでございます。3回の部会を開催しまして、施設の整備基本構想、基本計画素案について、検討してまいりました。この他、点線の箱囲みにありますとおり、学識経験者等で構成する有識者委員会におきまして、専門的な見地からも御意見をいただきながら、検討を進めてきたところでございます。

2の(1)の事業概要でございますが、このガイダンス施設は、柳之御所遺跡のほか、追加登録を目指す遺跡を含めて世界文化遺産としての平泉を総合的に紹介する中核施設として、また、資産の調査研究、保存管理、活用を担っていく拠点として整備するものでございます。基本計画策定のスケジュールは(2)のとおりとなっております。今後、パブリックコメントを実施しまして、広く県民の皆さんからも御意見をいただき、計画を策定する予定となっております。また、開館までのスケジュールは(3)のとおりとなっております。2021年度の開館を目指しているものでございます。

それでは、基本計画素案について御説明いたします。計画素案は、別冊4としてお配りしておりますが、資料25ページの概要版で御説明させていただきたいと思ひます。25ページのA3版の資料をお開きいただきたいと思ひます。左上の「施設の理念と基本方針」ですが、「平泉の価値を広く世界中に伝え、人類の共通の財産として後世へ継承するための拠点施設」という理念と5つの基本方針のもと、Ⅱの事業活動計画にありますとおり、多彩な事業活動を展開していく計画でございます。その事業活動計画を踏まえ、Ⅲの施設計画にありますとおり、柳之御所史跡公園内に2,100平米の施設を整備する計画でございます。Ⅳ展示計画のとおり、既存の関連施設と役割分担し、連携を図りながら、「平泉の文化遺産」の価値や全体像を誰もが理解し、実感できるよう工夫をした展示、情報発信を行う計画となっております。右上の「V管理運営計画」は、「平泉の文化遺産」をより深く理解していただくため、周辺の関連施設や関係機関との連携を図りながら、より効率的な管理運営を目指して検討していくこととしているものでございます。

以上で、説明を終わります。

御協議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

〔会長〕

本件、平泉ガイダンス施設整備検討部会について、御質問・御意見ございませぬでしょうか。

〔平泉町長〕

33年度にはガイドンス施設が完成されるということで、先ほど、報告の中でもお話ししましたが、追加登録を目指す5つの資産をガイドンス施設の中で広く広報していただく、そして、理念や価値を伝えていただくということで大変力強く思っております。地域住民の願いの一つだという意味では、地域を上げて大変喜ばしく感じており、関係各位の努力に感謝を申し上げたいと思います。

その中で、今回の追加登録の方針を出すときにも色々あったと思いますが、その中で、やはり柳之御所、そして猫間ヶ淵がありますね。それとあと、無量光院を今後、一体化していくことが柳之御所遺跡を今後、世界遺産に登録するという意味では一体感を持つということは、一つの条件になっていくということは、御承知のとおりだと思っております。その中で、整備計画ですが、柳之御所の整備計画の中に一部猫間ヶ淵が入っているんですが、その猫間ヶ淵が全部入っているわけではないんです。これは御承知のとおりだと思うんですが、それを一体化した整備計画というものが出来ないと、なかなか実現が難しい課題が出てくるのではないかと。特にガイドンス施設を設置するということになれば、猫間ヶ淵の整備の柳之御所と一体とした整備の方針を定めていただきたいという、特に猫間ヶ淵の一つはまだ追加指定になっていない部分もあるので、それも含めてやっていただかないと今後、一体となった計画を作って進まない、なかなかスムーズに進んでいかないことがあると思っております。そのことについて、要望といえば要望になりますが、現段階での考え方、財政措置がなかなかできないということであれば、今日は知事も会長として御出席いただいているわけですから、どうぞ直接、知事にも要望していただいても結構ですから、考え方をですね、お話しをしていただきたいと思っておりますし、お願いでもあります、いかがでしょうか。話せる範囲でもよろしいですから。

〔事務局〕

ありがとうございます。本日、御説明させていただきましたが、平泉の文化遺産ガイドンス施設の整備ということで説明をさせていただきました。柳之御所全体の整備の今後の方向性につきましては、平泉町さんとも改めて検討をさせていただいて、進めさせていただきたいと思っております。

〔平泉町長〕

それでは、こちらはすでにその態勢でありますから、是非お待ちしておりますから、よろしくお願ひします。

(質疑及び意見なし。)

〔会長〕

特にございませんようでしたら、お諮りいたします。それでは、お諮りいたします。平泉ガイドンス施設整備検討部会について、原案のとおり御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

〔会長〕

御異議なしということで、原案のとおり決定といたします。

次に、(3) 情報提供 岩手河川国道事務所から御説明をいただきます。

(3) 情報提供

一 関遊水地事業について

〔岩手河川国道事務所〕

一関遊水地事業における景観の配慮事項について情報提供いたします。一関遊水地は3地区に分かれており、それぞれ1基ずつ水門が設置されます。これまで、一関市さん、平泉町さん、あるいは学識者等々と協議、意見交換等を行い、水門の形式を「横転式ローラーゲート」としました。資料左下に比較図を示しております。ゲートが上方に飛び出ないようにゲートを使わないときは引き上げて、横に倒れるような形式を採用しました。また、ゲートの色は、周辺の景観に馴染むよう「深緑色」とし配慮しました。資料の右側に、各水門の施工状況を示しております。大林水門は、写真のように今年度ゲートの据付が完了しました。深緑色のゲートが2門横たわってセットされております。他の長島水門、舞川水門についても順次工事の進捗を図っているところです。以上でございます。

〔会長〕

本件、一関遊水地事業水門工事関係について、御質問・御意見ございませんでしょうか。大変良いものを造っていただいていると思います。

(質疑及び意見なし。)

〔会長〕

特にご不便ようでしたら、次に進みます。

次に(4) その他 ア「明治日本の産業革命遺産」に係る世界遺産委員会決議及び橋野鉄鉱山の台風10号被害への対応に係る報告について、事務局から説明願います。

(4) その他

ア 「明治日本の産業革命遺産」に係る世界遺産委員会決議及び橋野鉄鉱山の台風10号被害への対応に係る報告

〔事務局〕

資料27ページをお開き願います。

釜石市橋野鉄鉱山を構成資産としている「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」につきましては、本協議会とは別の枠組みで資産の保全うい協議する場が組織されているところがございます。2015年(平成27年)に登録された際に、保存管理に関しまして、世界遺産委員会から要請された事項がございましたので、その対応状況についての概略を御報告させていただきます。

提出が求められた内容は、資産及び構成資産に関する優先順位を付した保全措置の計画及び実施計画を策定することなど、全部で8項目に渡るものでございます。昨年11月に内閣官房からユネスコ世界遺産センターに850ページに及ぶ保全状況報告書が提出されたところがございます。

提出した内容につきましては、本年の世界遺産委員会で審議される見込みとなっております。

2世界遺産委員会の決議とは別に平成28年8月の台風によりまして、橋野鉄鉦山に被害がもたらされたことから、ユネスコへ被害状況及び復旧対策を報告いたしました。それに対して、イコモスから意見が出されたところで、そのイコモスの意見への対応につきまして、保全状況報告書の付属資料として、併せて提出いたしました。

〔会長〕

本件について、御質問・御意見ございませんでしょうか。

（質疑及び意見なし。）

〔会長〕

特にご不便ようでしたら、次に進みます。

次に（4）その他 イ その他について、委員の皆様から何かありますでしょうか。

イ その他

なし

〔会長〕

特にないようですので、以上で議事を終了させていただきます。

本日の協議会で、御協議いただいた内容を踏まえ、本日御出席の委員の皆様をはじめ、関係機関、地域住民の皆様とともに、岩手の世界遺産の保存と活用の充実を図り、また、世界遺産を核として本県が益々発展するよう、力を合わせてまいりましょう。

進行に御協力いただき、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

〔事務局〕

熱心な御協議、ありがとうございました。

最後に事務連絡でございますが、本日の会議資料のうち、3 議事（1）報告及び（2）協議に係る資料につきましては、世界遺産に関する取組の周知を目的に、後日、岩手県公式ホームページに掲載する予定でございます。

以上を持ちまして「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」を終了いたします。

本日は大変お疲れ様でございました。

4 閉会